

No.201

令和6年7月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会

目次

村民の声	2
第4回定例会(村長・議長へ責任言及)	3~7
第5回臨時会	7~8
全員協議会(ラビスパ裏磐梯の説明を求め)	8
村政を質す(一般質問)	9~12
議会映像配信のお知らせ	13
議会傍聴のご案内	14

議会だより

6月定例会

現代につづく古の道 感じる村の歩み 会津米沢街道歴史ウォーク



北塩原村議会映像のインターネット配信開始

～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～

※詳しくは、13ページの議会映像配信のお知らせにてご確認ください



北塩原村議会HP

第15回 村民の声

このコーナーは村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」応募要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

「つなぐ」を大事に

なかむら
中村 寛(松陽台)

昨年11月に、地域おこし協力隊として、北塩原村に移住しました。出身は、埼玉県入間市です。村商工会に席を置き、創業・事業承継の活動を行っています。

趣味は、カナディアンカメラです。趣味を仕事に、生き甲斐を感じながら暮らしたい。そんな思いを胸に、ここ「宝の山」北塩原村へ移住しました。

宝の山とは、①地域資源（人と場所）、②タイミング（機会）、③人間になれる（感情）の三要素です。これらの三要素を揃い結びつけたのが「ご縁」であり、北塩原村に導かれたと確信しております。協力隊の活動は、地域を知ることから始まりました。

色々な行事や伝統文化等に参加させて頂き、多くの貴重な体験や村民の方との出会いがありました。また、自発的に活動している小さなコミュニティが幾つも存在していることを知り、そこで感じ、学

んだことは「人とのつながり」です。人口減少が進むこれからの時代は、人とのつながりこそ価値があると考えています。

特に支え合いの文化が残っている北塩原村では、コミュニティが作りやすい特徴があると思います。

これからも「人をつなぐ」「自然とつなぐ」「未来へつなぐ」をモットーに頑張つて活動して参りたいと思います。



▲地域おこし協力隊紹介

北塩原村議会広報 議会だより 〈「村民の声」応募要項〉

- テーマ：自由（村への要望などは除きます。）
- 字数制限：500字程度
- 掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。
- 選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。
- 応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）
- 宛先：〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局
E-mail: gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp
（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）

第4回 定例会

あらまし

令和6年第4回定例会が6月14日から18日まで5日間の会期で行われました。1日目は村長から村政の報告と議案の提案理由の説明、1件の行政報告が行われ、追加日程として議長の不信任決議案、村長に対する辞職勧告の動議が提出され、説明・質疑・討論・採決を行いました。その後、専決処分に関する3件の議案について、説明、質疑、討論、採決を行い、その他の議案については、説明のみが行われました。4日目は、合計3名の議員の一般質問が行われ、5日目に各常任委員会を行い、付託された陳情等の審議を行い、委員会終了後、提案された議案の質疑・討論・採決と、追加議案の説明・質疑・討論・採決が行われ、原案可決9件、原案不承認3件となりました。

主な議案審議

議案第41号から議案第43号の専決処分の承認を求めることについては、議会への対応が遅いとし、不承認となった。

【問】 小椋 眞議員

今回、3件の議案について専決処分が行われているが、専決処分の定義は何か。

【答】 村長

議会を開く時間がないという場合においては、議決すべき事件を処分することができるといふことかと思えます。

【問】 小椋 眞議員

議会を開く時間がないということであれば、議題はいつ出てきたのか。

1日あれば臨時会を開くことは出来る。それが無理であれば、事前に議長や事務局へ報告するなど出来たはずだが、そうした対応は何もしていなかったのではないか。

【答】 村長

今回、地方税法の公布が3月30日であり、施行が4月1日ということでは、臨時会の開催については、

主な議案審議

公布からの時間が短かったということはありましたが、議員の皆さまにそうした報告を差し上げなかつたことに對しましては、お詫び申し上げます。

【問】 遠藤 祐一議員

税条例がこれだけ改正になつているのに、なぜ専決処分とするのか。

【答】 村長

事前に議会へ説明してから専決処分すべきではなかつたのか。

【問】 小椋 眞議員

国の地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、そして4月1日から施行しなければならぬということ、3月31日に専決処分とさせていただきます。

【問】 遠藤 祐一議員

日にちがあれば、臨時会を開くべきであり、そうでなければ事前に議員への説明が必要ではなかつたのか。それが無いということは議会軽視にも受け取れるが、いかがか。

【答】 村長

今回の件につきまして、決して議員の皆さまを軽視

しているということではございません。

令和6年3月30日に国の地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行となるということで、3月31日に決定しなければ、4月1日から施行できないということで、今回専決を行いました。その後、時間上、協議が可能であれば協議させていただきます。と思います。

【問】 小椋 眞議員

1日でもあれば臨時会を開くことは出来る。

条例の専決処分は、議会へ説明して決定すべきものである。この専決処分の書類があつてきてから、村長、副村長は関係係課へきちんと確認をして進めてきたのか。

【答】 村長

今回の件につきましては、4月1日から施行となるといふことで、専決させていただきます。今回のよ

◎議案第41号
専決処分の承認を求めることについて
(北塩原村税条例の一部を改正する条例)

概要

・令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

今回の改正は、能登半島地震災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度の村民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とする条文の追加など、地方税法等の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

◎議案第42号

専決処分の承認を求めることについて
(北塩原村税条例の一部を改正する条例)

概要

今回の改正は、村民税の減免、固定資産税の減免、個人住民税の特別控除額に係る規定の新設など、地方税法等の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

うに時間がない場合は、事前に報告をさせていただき、あるいは時間上、皆さまとの協議が可能であれば協議をさせていただきたいと思っております。

今回は、誠に申しわけありませんでした。

【答】 副村長

住民の生活に関わる重要な議案について専決処分をする際は、非常に慎重に行うべきというご指摘はそのとおりであると思います。以後、このような専決処分の際は慎重に進めてまいりたいと思います。今回の議案の提出に関しましては、誠に申しわけありませんでした。

◎議案第43号

専決処分の承認を求めるところについて
(北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例)

◆概要

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正に伴い、過疎地域における課税免除について、その対象期間を延長するもの。

・「令和6年3月31日」を

「令和9年3月31日」へ期間を延長するもの。

主な議案審議

【問】 伊藤 敏英議員

今回のこの3件の専決処分に関する議案は、どのような法令をもとに行っているのか。

【答】 総務企画課長

こちらの専決処分の規定ですが、地方自治法第179条の議会の議決すべき事柄について、「特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときに専決処分が出来る」という条項がございますので、こちらを適用しております。

【問】 北原 安奈議員

今回のこの3件の専決処分について、専決処分を行っているから2カ月半近くの期間があり、なぜ早い段階で議会への報告なり、臨時会を開催することをしなかったのか。

【答】 村長

今回の議案は、施行までの時間がタイトでありました。

そのため、専決処分の規定にあるとおり、次の議会

で報告しなければならぬというところで、今定例会へ提出させていただきました。

◎議案第44号

損害賠償の額の決定及び和解について

◆概要

令和5年11月30日の降雪により、裏磐梯浄化センター敷地内の木が、降雪による雪の重みにより倒れ、隣接する民間コテージの屋根及び天井を破損した。

◎議案第45号

北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◆概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

◎職員配置基準の改正

◆満3歳児

園児20人に対し職員1人
園児15人に対し職員1人

◆満4歳児以上
園児30人に対し職員1人
園児25人に対し職員1人

◎議案第46号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第1号)

◆補正額

5,322万2,000円

◆主な補正内容

今回の補正予算は、次のとおり計上され、審議の結果可決された。
○物価高騰対応重点支援給付金事業
4,254万4,000円
○村道唐沢線整備事業
562万8,000円
○住まいの防犯対策補助金事業
170万円
○コミュニティ助成事業
140万円
○戸籍情報システム改修事業
117万7,000円
○議会映像配信用光ケーブル引込工事
69万3,000円

主な議案審議

【問】 五十嵐正典議員

住まいの防犯対策補助金事業の対象となる高齢者世帯

帯数を考慮すると、今回の補正予算以降も継続されるのか。

【答】 総務企画課長

この住まいの防犯対策補助金事業の対象となる高齢者世帯数は、183世帯で、こちらは補助金の申請状況に応じて、今後、必要に応じた補正予算を計上することも含め検討してまいります。

◎議案第47号

令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◆補正額 8万円

◆主な補正内容

今回の補正予算は、令和6年12月からの被保険者証廃止に伴うマイナンバーカード被保険者証一体化にあたり、被保険者証台紙に個人番号(下4桁)を印字し、特定記録郵便で郵送するための経費が計上され、審議の結果可決された。

議長への不信任決議案が可決

6月14日の第4回定例会にて、伊藤敏英議員より、五十嵐議長への議長不信任決議案が提出され、追加日程として審議し、賛成多数で可決された。

○提出者 伊藤 敏英 議員
賛成者 小椋 眞 議員

〃 遠藤 祐一 議員

〃 五十嵐 正典 議員

〃 柏谷 孝雄 議員

○議決結果

賛成多数で可決

○反対討論

北原 安奈 議員

今回の議長不信任決議案について、議長の責務として議会議員をまとめ、この異常状態解決に向けて努力すべきであったということでしたが、議員同士の積極的な議論もすべきであったと、私自身反省しております。

この件に関し、議長一人に対し不信任決議案を提出するというのは、私としましては、賛成できかねます。以上の理由から、議長不信任決議案に反対します。

五十嵐善清議長の議長不信任決議案

令和6年1月31日に開催された第1回北塩原村議会臨時会、そして、令和6年3月8日から3月14日までの会期で行われた第3回定例会において、村の重要な施設であるラビスパ裏磐梯に関する「北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例」と、「北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更について」の議案が上程され、結果的にいずれも否決となった。

そうした中、この施設運営は当然もとの姿において進めなければならない。

ところが、その様な動きがみられず廃墟同然になっており村民に対し説明がつかない状況である。議会として否決した責任上、これは議長の責務として議会議員をまとめ、この異常状態解決に向け推進していく立場である。

しかし残念な事にその行動はみられず、議長に対する不信感が日に日に増すばかりであり、私にとっては苦渋の選択であるが、議長に対し不信任決議案を提出するものである。

以上のことから、五十嵐善清議長に対し、不信任を決議する。

村長に対する辞職勧告の動議を可決

6月14日の第4回定例会の議案審議において、小椋眞議員より遠藤村長に対する辞職勧告の動議が提出され、所定の賛成者を得て成立し、小椋眞議員より内容を説明し、質疑・討論・採決を経て、賛成多数で可決された。

村長に対する辞職勧告の動議

村の条例を決めるのは、議会である。

今定例会に提出された、3件の専決処分はすでに決定されているが、このように条例の専決処分を再三やられてしまえば、なんでも専決処分で条例がつくられてしまう。こうしたことは、議会軽視である。

村長は第3回定例会において、村の重要な施設であるラビスパ裏磐梯を廃止したいということで、「北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例」を上程したが、我々としては村民や、様々な団体が利用するラビスパ裏磐梯は継続をする必要があり、かつ経費がかかっても継続すべきであると考え否決にいたった。

それなのに、村ではラビスパ裏磐梯をそのまま放置しておき、議会の承認もないのに村の財産を売ろうとしている。さらに、ラビスパ裏磐梯はろくな管理もされずに放置され、廃墟同然になっており、議会としては許すわけにはいかない。よって以上のことから、遠藤村長に対し辞職勧告を提出する。

請願・陳情

◆陳情第1号

国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

○付託先

総務文教常任委員会

○議決結果

採択（全会一致で可決）

◆陳情第2号

県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

○付託先

総務文教常任委員会

○議決結果

採択（全会一致で可決）

◆陳情第3号

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

○付託先

総務文教常任委員会

○議決結果

採択（全会一致で可決）

意見書

◆意見書第1号

学校給食費無償化を実施することを求める意見書

○概要

学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとつても幅広い分野に波及する積極的效果と可能性をもつていることから、学校給食費無償化の実施を要望するもの。

○提出者

総務文教常任委員会
委員長 伊藤 敏英

○議決結果

全会一致で可決

○提出先

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・文部科学大臣
- ・総務大臣
- ・財務大臣



◆意見書第2号

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書

○概要

学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとつても幅広い分野に波及する積極的效果と可能性をもつていることから、学校給食費無償化の実施を要望するもの。

○提出者

総務文教常任委員会
委員長 伊藤 敏英

○議決結果

全会一致で可決

○提出先

- ・福島県知事
- ・福島県教育委員会
教育長



◆意見書第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○概要

「被災児童生徒就学支援等事業」を令和6年度以降も継続し、十分な就学支援が必要と思われるので、国に対して予算確保を要望するもの。

○提出者

総務文教常任委員会
委員長 伊藤 敏英

○議決結果

全会一致で可決

○提出先

- ・復興大臣
- ・文部科学大臣
- ・総務大臣
- ・財務大臣



提出した意見書は議会 HP にてご確認出来ます！

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。
議会への請願・陳情の提出方法は議会ホームページよりご確認ください。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358
HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

※詳しくは、右のQRコードよりご確認ください。



意見書のご案内

令和6年第4回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
発議第3号	五十嵐善清議長の議長不信任決議案	7	1
—	村長に対する辞職勧告の動議	6	3
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて(北塩原村税条例の一部を改正する条例)	3	6
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて(北塩原村税条例の一部を改正する条例)	1	8
議案第43号	専決処分の承認を求めることについて(北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例)	1	8
議案第44号	損害賠償の額の決定及び和解について	9	0
議案第45号	北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9	0
議案第46号	令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第1号)	9	0
議案第47号	令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	9	0
意見書第1号	学校給食費無償化を実施することを求める意見書	9	0
意見書第2号	県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書	9	0
意見書第3号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	9	0

※議長は採決には加わりません。

(なお、発議第3号は、議長は除斥対象となり、副議長が議事の進行を行ったため採決に加わっておりません。)

第5回臨時会

令和6年6月25日に、第5回臨時会が開催されました。

この臨時会では、令和4年災河川災害復旧工事(吾妻川下流)請負契約の変更について、北塩原村国民健康保険条例の一部を改正する条例や、税率改正に伴う補正予算等4件の議案について審議し、全て全会一致で原案可決となりました。

◎議案第48号
令和4年災河川災害復旧工事(吾妻川下流)請負契約の変更について

◆概要
令和4年8月上旬の大雨により、被災した河川の復旧工事に伴い、現地精査の結果、施行数量等の変更に伴う工事費の増額を行うもの。

◆契約金額

○変更前
4,950万円

○変更後

4,952万5,300円

◆契約相手
東信建設工業株式会社

令和6年度国民健康保険税率改正内容

項目	算定区分	令和5年度	令和6年度	比較
医療給付分	所得割	6.51%	6.58%	+0.07%
	均等割	24,600円	26,500円	+1,900円
	平等割	17,600円	18,200円	+600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.24%	2.32%	+0.08%
	均等割	8,400円	9,200円	+800円
	平等割	5,400円	6,000円	+600円
介護納付金分(40歳～64歳の方)	所得割	1.98%	2.10%	+0.12%
	均等割	9,600円	10,500円	+900円
	平等割	5,100円	5,400円	+300円

◎議案第49号

北塩原村国民健康保険条例の一部を改正する条例

◆概要

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を守るため、県が主体となり運営している。

村は県が算定した標準保険税率を基に、国保事業納付金を納めるために必要な財源となる国保税の税率を改正するもの。

主な議案審議

【問】 遠藤 祐一 議員

この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するとされているが、この条例が専決処分としないのは、6月に本算定を行うためか。

【答】 保健福祉課長

議員ご指摘のとおり、この国民健康保険税は、6月に本算定を行うということ、法律については令和6年3月公布、4月1日施行でしたけれども、今回6月1日にならないと、村民税の所得額等が確定しないことから、6月本算定ということ、この時期での改正をお願いしているものであります。



◎議案第50号

令和6年度北塩原村一般会計補正予算(第2号)

◆補正額

146万2,000円

◆主な補正内容

○会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金 今回の補正予算は、マイナ保険証一体化に伴うシステム改修費用に関する事業経費が計上された。

◎議案第51号

令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)

◆補正額

733万8,000円

◆主な補正内容

○マイナ保険証一体化対応経費

○基金積立金

今回の補正予算は、議案第49号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の税率改正及び事業費納付額の確定等に伴う経費が計上された。

全員協議会

令和6年6月25日に全員協議会が開催され、行財政上の重要問題として、村よりラビスパ裏磐梯について、これまでの経緯について説明され、議会より今回の一連の対応について厳しい意見が交わされ、今後の対応について協議がなされました。

村の今後の対応

全員協議会にて、村長より、これまでの間、議員の皆様さま、村民の皆様さまへ不安を抱かせ、迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げ、今後、ラビスパ裏磐梯の利活用に関する関心表明の締め切りである令和6年6月30日までは、一旦待つていただき、その締め切り後、改めて議員の方々と速やかに協議を行うとの説明がなされた。

ラビスパ裏磐梯に関するこれまでの経緯

- 令和5年9月29日 議会全員協議会開催
→ラビスパ裏磐梯大規模改修を保留したい件
- 令和5年10月4日～10月31日 村政懇談会開催
- 令和5年12月6日 株式会社ラビスパ取締役会開催
- 令和5年12月8日 議会全員協議会開催
→ラビスパ裏磐梯を1月31日をもって営業停止し、3月31日に廃止したい件
- 令和5年12月13日 議会全員協議会開催
→ラビスパ裏磐梯を1月31日をもって営業停止し、3月31日に廃止したい件
→今後の進め方について
- 令和5年12月20日 株式会社ラビスパ取締役会・臨時株主総会開催
- 令和5年12月22日 村民へのお知らせ・意見募集/記者発表
- 令和6年1月31日 議会臨時会の開催
→温泉健康増進施設条例の廃止と指定管理者の指定期間の変更【否決】(ラビスパ裏磐梯営業停止)
- 令和6年3月8日～14日 3月定例会の開催
→温泉健康増進施設条例の廃止と指定管理者の指定の変更【否決】
→令和6年度当初予算案【可決】
- 令和6年4月1日～ラビスパ裏磐梯施設の閉鎖
- 令和6年5月13日～ラビスパ裏磐梯の利活用に関する関心表明の募集開始

主な意見

【問】 遠藤 祐一 議員

議会の議決を得ていないのに、なぜ4月1日からラビスパ裏磐梯を閉鎖し、そして関心表明の募集を始めたのか。

【答】 村 長

令和6年3月定例会の議案質疑において、関心表明の募集をして活用できる事業所があれば改めて議会の皆さまと協議するように考えていました。

【問】 五十嵐正典 議員

5月13日に関心表明の募集をしているが、その経過はどうなっているのか。

【答】 総務企画課長

本日までに、関心表明の申し入れの提出はございません。

【問】 柏谷 孝雄 議員

関心表明の募集に対し、申し入れの提出がない場合はどのようにするのか。

【答】 村 長

結果を受け、再度皆さま方との協議を考えております。

【問】 遠藤 康幸 議員

これまでの一連の進め方に問題があると考え、議会で否決された後、なぜすぐに協議する場を設けなかったのか。

【答】 村 長

関心表明の募集をし、その結果をもって皆さま方との協議を考えておりました。

【問】 伊藤 敏英 議員

議会で廃止条例を2回も否決しているのに、なぜそのまま進めるのか。

【答】 村 長

2回否決はされましたが、その理由等を総合的に判断し、改めて関心表明の募集をいたしました。

【問】 小椋 眞 議員

今回、議長にも議会の意思を伝えなかった責任がある。議長は議会の代表であるという点を十分に肝に銘じるべきである。

村長は今後、議会と協議し議決したものは守るべきであると考え、いかがか。

【答】 村 長

そのようにさせていただきます。



(登壇順)

- 1 伊藤敏英 議員…………… 10
○「村長の政治姿勢」について
- 2 柏谷孝雄 議員…………… 11
○基幹産業の衰退と対策について
- 3 北原安奈 議員…………… 12
○村民の健康増進や幸福度向上の為に、村内事業者へ、施設を村民が利用しやすくする為の協力依頼を検討すべきではないか
○村職員の知識習得やモチベーション向上のための現在の取り組みについて

気軽に議会映像をご視聴いただけます！

北塩原村議会の映像配信は、令和6年第4回定例会分より録画配信を行い、今後整備が整い次第、順次ライブ配信も行う予定です。

詳細は、13ページの「議会映像が配信されます」をご確認ください。

TEL：(23) 3263 FAX：(25) 7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



北塩原村議会HP

ズバリ!!

村政を質す

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質す^{ただ}ことで、報告や説明を求めることをいいます。

伊藤 敏 英議員



遠藤村長の成果と政治姿勢は

問 現在、村は厳しい財政状況下であり、かつてないスピードで進む人口減少や基幹産業の従事者の高齢化や後継者不在など問題が山積している。

答 こうした問題を克服し、持続可能な村、選ばれる村をつくるために、この4年間どのような具体的な対策を講じたのか、その成果はあったのか。

問 また、これまでどのような心構えで村政執行にあたってきたのか。

答 (村長) 私は、自然・文化・人を活かすをスローガンに掲げ、裏磐梯地区での自然エネルギーを利用する小水力発電事業の開始や、五色沼東エリア利用拠点上質化事業を推進しています。

また、空き家対策として、村で空き家を借り、改修し移住定住につながる仕組みをつくりあげ、さらに、子育て世代のための学校給食費を無償化し、令和7年度からは村内幼稚園でも給食の無償化に向け、準備しているところです。

その他、これまでの村の施策の見直しと強化により、ふるさとづくり寄附金が1億円を超え、公債費も約4億円も圧縮しております。

村の数ある課題に関し、真摯に向き合い、日々、村民が住んでよかったと思われる北塩原村を築くため、精進してまいりました。

問 村長が就任し、今年の6月1日までに人口が、286人も減少している。

答 私は、村長のこの人口減少に取り組む姿勢にこそ問題があると考える。

口先だけでなく自らが先頭に立つて行動で示すべきである。

今の村の対策や体制で人口減少に歯止めをかけられるのか。

答 (村長)

移住・定住対策の展開で、令和5年度は転入者数が13名ほど、転出者を上回ることができましたが、以前として人口減少への歯止めはかけられておりませんので、若者定住住宅の整備など、着々と事業を進めているところであります。

問 今の村長の危機感、本気度、対策では人を増やすどころか、現状を維持することも困難である。人が減ることを前提とした村づくりにへかじをきるべきではないのか。

答 (村長)

人口を増やすことは、難しい課題でありますから、それを緩やかな減少へ変えていくような施策を講じているところであります。

問 山形県西川町では、「サウナで町を豊かに」ということで、7年ぶりに人口を増加に転換させ、第三セクターの水沢温泉館も国の補助を活用し、改修費を抑え、黒字に変えている。

西川町長は昨年、町民との対話を年間59回行い、議員との対話も欠かさなかったという。

この町長の発想と、一度やると決めたら、自らが先頭に立ってぶれずにやり抜く行動力、実行力を村長はどう思うか。

答 (村長)

その方は、その方の思いでやられており、やはり素晴らしいと思います。

問 私は、村と議会は二元代表制として、緊張感と信頼関係を築き、村の発展と課題解決に取り組むべきと考えている。

しかし、議員との対話や議論が圧倒的に少なく、両者に信頼関係が築かれているとはまったく思われない。

意見の違う人とほど話をすべきであると考えているが、村長はいかがか。

答 (村長)

その意見については、尊重させていただきまます。

問 村長が前回の選挙時に掲げていた公約は、「コロナ禍を理由にほとんど実現されておらず、不誠実極まりない対応である。

村長の言葉にまったく重みを感じないのは、行動や実行が伴わないからだと思うが、村長はいかがか。

答 (村長)

私は、課題解決に真摯に向き合ってきましたが、私自身の力不足で反省するところもあるうかと思えます。村政を前に向けることについて、今後とも真摯に向き合って精進してまいりたいと考えます。



北原 奈 議員



村民の健康増進のため 村内事業者への協力依頼を

問 ラビスパ裏磐梯のプール、ジム、温泉利用が出来ないだけでなく、会合を開くのが難しくなっている現状がある。

幸いにも村内には、裏磐梯地区を中心に、温泉、プール、カラオケルーム、テニスコートなどを有する宿泊施設が多数存在している。

こうした事業者へ可能な範囲で協力を依頼し、村も負担金を出すなど、村民の健康増進のためにも検討すべきではないか。

答(村 長)

村では、生涯学習への取り組みのなかで、各種団体への補助や公共施設利用の減免など、各活動を支援しています。

近隣自治体の施設利用や、村内の事業者施設の利用に対する村の負担は、現時点では考えておりま

せんが、村公共施設の利用状況、ラビスパ裏磐梯の営業停止による影響を踏まえ、今後検討してまいります。

問 現在、村では働き世代の運動不足が問題となっている。

鳥獣被害の懸念から、ウォーキング等もできない状況のため、裏磐梯の施設を気軽に利用できる必要があると考える。

村では、こうした課題についてのどのように考えているのか。

答(保健福祉課長)

村としましては、集合形態で行う運動習慣や、今年度からスポーツ協会に対する助成事業を行い、地域の最寄りのスポーツクラブやスポーツ団体に加盟していただき、健康習慣の定着化につなげていくという形で支援をしております。

問 この問題は全国的問題でもあり、対策として地方創成推進交付金を活用した「健康のまちづくり」という事例もある。

本村でも、官民協働を狙いとしてこの地方創成推進交付金を活用してはどうか。

答(保健福祉課長)

議員ご指摘の交付金については、私の勉強不足のところもありますので、情報収集に努め、可能な限り一般財源の負担が少ない形で、

事業を展開してまいりたいと思えます。

村職員の知識習得やモチベーション向上の取組を

問 最新の知識やノウハウの習得を目的にしたセミナー受講や、実際の仕事につながる技術や知識の習得を目的とした研修に積極的に参加できる仕組みづくりをすべきと考えるが、村の考えを伺う。

答(村 長)

村では職員の知識習得やモチベーション向上のため、福島県職員及び、市町村職員相互人事交流に基づく人事交流を行っております。

また、集合研修としまして、福島自治研修センターにて新規職員から管理、監督職員まで受講し、それぞれの役割に必要な知識の醸成を図り、さらには毎年、業務遂行に必要な知識や技術の習得のために、選択研修を行っております。

その他、業務に関する研修会やセミナーについては、各所属課の判断により、その業務の支障が出ない範囲内で参加をしております。

問 毎年、全国の会社が出展するイベントが東京で開催され、全国から多くの自治体職員が集まり、新しいアイデアや、最先端の内

容に触れる機会があるが、そこに本村の職員も参加するべきではないか。

答(村 長)

職員が、そうしたセミナーやイベントに行き、全国の自治体職員と交流を深める機会ともなっていますので、庁内で協議して考えてみたいと思います。

問 私が自主的に視察してきた北海道東川町では、日々業務の改善を図り、新しい取り組みを考えている。国等からの財源が活用可能であれば、職員からの提案も実施していくということ、職員のモチベーションや責任感を高めたい。

本村においても、こうした考えは重要であり、取り組むべきと考えるが、いかがか。

答(村 長)

私が就任してから、職員から提案活動を行っているが、まだ施策への具現化までは至っておりません。

今後も、こうした取り組みを繰り返して実施し、かつ、ほかを見てきたり、学んでくるのが大事だと思えますので、今後とも職員教育を深めながら、能力を伸ばし、かつ仕事をしやすい環境づくりにもつなげてまいりたいと思います。



北塩原村議会では、議会をより多くの方にご覧いただくため、議会の映像配信を検討してまいりました。今年度から、既設の議場音響・映像設備を活用し、撮影している議会映像をインターネット配信することになりました。

令和6年第4回定例会分より、録画配信を行い、今後整備が整い次第、順次ライブ配信も行う予定です。



注目!

7月から定例会・臨時会を

インターネットで配信!

議会映像配信が始まりました

北塩原村議会HP



アクセス方法

①村ホームページの
議会をクリック上のQRコードを
読みとってください②議会映像中継を
クリック下の議会HPから配信
ページをリンクします。③生配信、録画配信
のページへ下の写真は
イメージ図になります

注意事項

- ※ 画像は、計画段階のものです。
- ※ 録画配信は、本会議終了後、配信までに10日程度かかります。
- ※ 動画配信時期や、アクセス方法等は変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 配信予定の映像は北塩原村の公式記録ではありません。
- ※ 配信映像の著作権は、北塩原村議会に属します。(無断での転載や改編はできません。)
- ※ スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますので特にご注意ください。

【議会傍聴のすすめ】

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

議会傍聴注意事項

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎください
3. 傍聴席には、原則、カバン類の持ち込みはできません
4. 傍聴者は、議場に入ることはできません
5. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
6. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
7. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにしてください
8. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないでください
9. 児童及び乳幼児は傍聴席に入れません
10. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
11. 原則として、会議中の入退出を禁止します
12. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください

議会傍聴にお越しください!

次回定例会は **9月13日 開会予定**です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで

TEL：(23)3263 FAX：(25)7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



議会傍聴のご案内



北塩原村村制施行70周年記念事業
会津米沢街道歴史ウォーク

会津米沢街道歴史ウォーク2024は、6月22日に生涯学習センターを会場に開催され、新緑の好天のもと、311名の参加者が国史跡柏木城跡などを巡りました。

約12キロの「いにしへの道体感」、約10キロの「会津盆地・川前棚田眺望」、約5キロの「柏木城跡・大塩地区内の史跡巡り」の3コースを、参加者は思い思いのペースで満喫していました。

今月の表紙

会津米沢街道 歴史ウォーク

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長 遠藤 康幸

副委員長 伊藤 敏英

委員 柏谷 孝雄

委員 北原 安奈

編集後記

水不足が心配された県内も、ようやく梅雨入りし、紫陽花もところ狭しと咲きほこり、村民の皆さまも何かとお忙しい季節となりました。

体調管理には、充分に留意して頂きたいと思います。

さて、本村も村制70周年を迎え、節目の年となります。

議会広報も、より一層皆さまに親しまれ、ご愛読頂けますよう精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

委員一同